

# 文化施設によるインバウンド振興支援事業

## 事業説明会 11:00~12:00

1. 事業の公募について(30分)
2. 質疑応答(30分)

# 事業の趣旨・目的(p1)

財源:国際観光旅客税

文化施設を訪れる外国人観光客  
快適に旅行できる環境を整備  
地域での体験や滞在価値の満足度を高める

観光・インバウンドの促進に資する  
魅力的な文化施設を全国各地に創出する。



文化施設における多言語化や便益施設の整備等を支援

# 補助対象事業者(p1)

## 以下①、②又は③の設置者又は管理者

※管理者が申請者の場合は、所有者の同意が必須

### ①劇場・音楽堂等

※劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第1項に規定する劇場・音楽堂等

### ②登録博物館又は指定施設

※博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項に規定する指定施設

③文化的価値を有する文化施設であり外国人観光客にとっての魅力を備えたものであって、外国人観光客の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等、観光振興に意欲を有する地域に立地するもの。

# 補助対象事業(p1-2)

(1)文化施設の多言語化等外国人観光客の受入環境整備事業

(2)文化施設内の便益施設の外国人観光客向け整備事業

(3)文化的価値を保持した施設の外国人観光客向け改修事業

**観光・インバウンドに資する魅力的な文化施設**を創出することを目的とする事業が対象

# 補助対象事業(p1-2)

## (1)文化施設の多言語化等外国人観光客の受入環境整備事業

外国人観光客が文化施設を円滑に利用

多言語による情報提供や解説の充実及びそのための環境整備

○多言語化

観光庁指針「[How to多言語解説文整備](#)」に沿ってネイティブが制作

単純な翻訳だけを行う事業は補助対象外

日本語を逐語訳はNG＝文化や背景知識の差を埋めないと外国人に伝わらない。

⇒ネイティブ視点での編集・ライティングが必要

【事業例】

- ・展示や公演の解説文の多言語化
- ・メタデータに多言語情報を含めたデジタルアーカイブの整備
- ・多言語で情報提供を行うための案内・ガイダンス設備の整備
- ・多言語ウェブサイトの改修や体験コンテンツの整備
- ・Wi-Fiなど情報取得に必要な環境整備 など

※国指定・登録文化財の解説文は補助対象外

# 補助対象事業(p1-2)

## (2)文化施設内の便益施設の外国人観光客向け整備事業

文化施設内において便益施設の整備を行う事業を対象

文化施設における展示・公演・活動等の体験を起点  
外国人観光客を含む来館者の滞在時間の延長や消費行動の創出

来訪者が利用しないもの及び施設の老朽化対策にとどまるものは補助対象外

(補助対象となる事業例)

- 文化施設内の飲食・販売施設等の改修(外国人観光客向けのサービス開発を含む。)
- 文化施設における多彩な文化体験に関するオンライン予約システムの導入
- 文化施設内におけるキャッシュレス決済の導入  
(入場券等の交通系ICやコード決済、カード決済等)

※既存施設の改修による整備を対象とする(施設の新設は対象外)。

# 補助対象事業(p1-2)

## (3) 文化的価値を保持した施設の外国人観光客向け改修事業

### ○「3. 補助対象事業者③」の要件を満たす文化施設

③文化的価値を有する文化施設であり外国人観光客にとっての魅力具备了たものであって、外国人観光客の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等、観光振興に意欲を有する地域に立地するもの。

### ○ 商業施設又は宿泊施設等として活用するために必要な施設の改修を行う事業

建築的・歴史的背景を含む文化的価値を前提  
外国人観光客を含む来訪者の誘致や滞在機会の創出を図ること。

※国指定・登録文化財に該当する文化施設は、本事業の補助対象外

# 補助事業の条件(p2)

外国人観光客数等の指標及び目標値を設定していること。

成果指標の設定について)

補助事業者は、外国人観光客数(来館者数・利用者数)

+ 事業内容に応じて以下の指標例の中から適切なものを選択し、目標値を設定

<指標例>

- 外国人観光客比率
- 滞在時間
- 利用単価(消費額)
- 体験プログラム参加率
- 多言語WEBサイト閲覧数
- 多言語サービス利用件数
- 利用者満足度・再訪意向(アンケート等による)

# 補助対象期間(p3)

**交付決定日**から令和9年3月31日まで

# 補助金の額(p3)

【補助率】

2分の1

【上限額】

文化施設の多言語化等外国人観光客の受入環境整備事業:500万円

文化施設内の便益施設の外国人観光客向け整備事業:1,500万円

文化的価値を保持した施設の外国人観光客向け改修事業:3,000万円

ただし、コンセッションを導入している場合は、補助対象事業(2)及び(3)については上限1,500万円までの定額補助

# 補助対象経費(p4～p6)

提案する事業に直接関わる経費のみが対象

- 補助対象とならない事業
- 補助対象とならない経費
- 事業費に占める割合に制限があるもの

→補助対象外経費が計上されていたとしても、

必ずしも不採択にはならないが、

補助対象外と審査された経費は減額の上、内定額を決定

# 補助対象経費(p4～p6)

提案する事業に直接関わる経費のみが対象

- 補助対象とならない事業
- 補助対象とならない経費
- 事業費に占める割合に制限があるもの

→補助対象外経費が計上されていたとしても、

必ずしも不採択にはならないが、

補助対象外と審査された経費は減額の上、内定額を決定

# 応募書類(p7-8)

1. 文化施設によるインバウンド振興支援事業 申請様式
2. 申請者の概要(様式任意)
3. 補助事業者が民間事業者及びその他の法人の場合、その定款又はそれらに類する規約、及び構成名簿(様式任意)
4. (様式)銀行口座情報
5. 通帳の写し
6. 見積書(写)、仕様書、設計図、位置図、その他内容を補足するための参考資料(様式任意)

提出書類に漏れがないか確認するため、  
[チェックリスト](#)も活用してください。

# 事業の流れ (p9)

応募書類の提出

審査 (p13)

採否の決定・通知

交付決定

事業完了・実績報告

補助金額の確定・支払

**令和8年6月26日正午**

までに書類を提出

**(提出はメールでのみ受付)**

**事業着手は交付決定日から**

**令和9年3月31日**までに事業完了し、実績報告書を**令和9年3月31日**まで提出

令和9年4月中

# 審査の視点（p13）

(1) 事業の適切な執行に必要な組織体制

(2) 事業趣旨や公募要件を満たした計画となっているか。

(3) 応募する事業区分ごとの重点評価項目

(4) 既存の観光振興施策との相乗効果が見込める事業については加点

- 自治体の観光関係の計画やアクションプラン等に位置づけのある施設の整備
- 観光庁に登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が事業に参画していること
- 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業
- 国際的な認証・評価（Best Tourism Villages等）を獲得している地域に係る事業又は事業計画に獲得に向けた取組と連携して実施することを計画している事業
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業若しくは同計画に基づいて実施されていた事業と連携して実施することを計画している事業
- 日本遺産に係る事業と連携して実施することを計画している事業

# 申請についてのご質問について

- メールで送付してください。
- 回答については、質問者以外にも公表する形で、文化庁ホームページに掲載いたします。
- ご質問メールは、文化施設インバウンド振興支援事業事務局(株式会社オーエムシー内)まで送付ください。

E-mail : [inbound@omc.co.jp](mailto:inbound@omc.co.jp)

- 6月26日締切日直前のご質問については、お答えできないことがございますので、あらかじめご了承ください。